

仙台市環境影響評価条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>○仙台市環境影響評価条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成一一年三月一七日 仙台市規則第六号</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 環境の構成要素に係る項目（第四条）</p> <p>第三章 環境影響評価に関する手続</p> <p> 第一節 事前調査書（第五条）</p> <p> 第二節 方法書（第六条—第十二条）</p> <p> 第三節 準備書（第十三条—第二十九条）</p> <p> 第四節 評価書（第三十条—第三十二条（一））</p> <p>第四章 事後調査に関する手続（第三十三条—第三十七条）</p> <p>第五章 対象事業の内容の変更（第三十八条・第三十八条の二）</p> <p>第六章 都市計画対象事業に関する特例（第三十九条）</p> <p>第七章 法対象事業等に係る条例の手続（第四十条—第四十六条）</p> <p>第八章 雑則（第四十七条・第四十八条）</p> <p>附則</p> <p>（方法書等の提出）</p> <p>第九条 条例第七条第一項の規定による方法書等の提出部数は、五十部とする。ただし、市長が必要と認めるときは、提出部数を変更することが</p>	<p>○仙台市環境影響評価条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成一一年三月一七日 仙台市規則第六号</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 環境の構成要素に係る項目（第四条）</p> <p>第三章 環境影響評価に関する手続</p> <p> 第一節 事前調査書（第五条）</p> <p> 第二節 方法書（第六条—第十二条）</p> <p> 第三節 準備書（第十三条—第二十九条）</p> <p> 第四節 評価書（第三十条—第三十二条（一）の二）</p> <p>第四章 事後調査に関する手続（第三十三条—第三十七条）</p> <p>第五章 対象事業の内容の変更（第三十八条・第三十八条の二）</p> <p>第六章 都市計画対象事業に関する特例（第三十九条）</p> <p>第七章 法対象事業等に係る条例の手続（第四十条—第四十六条）</p> <p>第八章 雑則（第四十七条・第四十八条）</p> <p>附則</p> <p>（方法書等の提出）</p> <p>第九条 【略】</p>

できる。

【新設】

- 2 事業者は、その実施に際し、法令等の規定により、免許等又は特定届出が必要とされる対象事業については、条例第七条第一項の規定による方法書等の提出の際に、当該免許等又は特定届出の名称を書面により市長に報告しなければならない。

【新設】

2 事業者は、前項の方法書等を電磁的記録により作成し、当該方法書等と併せて、当該電磁的記録を市長に提出しなければならない。

- 3 事業者は、その実施に際し、法令等の規定により、免許等又は特定届出が必要とされる対象事業については、第一項の方法書等の提出の際に、当該免許等又は特定届出の名称を書面により市長に報告しなければならない

(方法書等の公表)

第十条の二 条例第八条第一項の規定による方法書等の公表は、仙台市のホームページへの掲載により行うものとする。

(方法書説明会の開催方法等)

第十条の三 条例第八条の二第一項に規定する方法書説明会は、関係地域の規模及び参加者の利便性を勘案して開催する日時及び場所を定めるものとし、必要に応じて、関係地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

- 2 条例第八条の二第二項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、印刷物の配布又は回覧、掲示板への掲示その他これらに類する適当な方法のうち、二以上の方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

一 第十条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

- 3 事業者は、方法書説明会の開催に当たっては、要約書を配布するとともに、方法書の内容の具体的かつ平易な説明に努めなければならない。

4 条例第八条の二第三項に規定する規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が

(準備書の提出)

第十三条 第九条第一項 [] の規定は、条例第十三条第一項の規定による準備書及び要約書の提出部数について準用する。 []

【新設】

([] 説明会の開催方法等)

第十七条 条例第十五条第一項の規定による説明会は、関係地域の規模及び参加者の利便性を勘案して開催する日時及び場所を定めるものとし、必要に応じて、関係地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。 []

不可能であること

二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されること
によって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること

(準備書の提出)

第十三条 第九条第一項及び第二項の規定は、条例第十三条第一項の規定による準備書及び要約書の提出 [] について準用する。この場合において、第九条第一項中「条例第七条第一項の規定による方法書等」とあるのは「条例第十三条第一項の規定による準備書及び要約書」と、同条第二項中「方法書等」とあるのは「準備書及び要約書」と読み替えるものとする。

(準備書の公表)

第十六条の二 第十条の二の規定は、条例第十四条第一項の規定による準備書及び要約書の公表について準用する。この場合において、第十条の二中「条例第八条第一項の規定による方法書等」とあるのは、「条例第十四条第一項の規定による準備書及び要約書」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催方法等)

第十七条 第十条の三の規定は、条例第十五条第一項に規定する準備書説明会について準用する。この場合において、第十条の三第一項中「条例第八条の二第一項に規定する方法書説明会」とあるのは「条例第十五条第一項に規定する準備書説明会」と、同条第二項中「条例第八条の二第二項」とあるのは「条例第十五条第二項において準用する条例第八条の二第二項」と、同項第二号及び同条第三項中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、同条第四項中「条例第八条の二第三項」とあるのは「条例第十五条第二項において準用する条例第八条の二第三項」と、同項第一号及び第二号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

2 条例第十五条第二項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、印刷物の配布又は回覧、掲示板への掲示その他これらに類する適当な方法のうち、二以上の方法により行うものとする。

3 条例第十五条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 前条第一項第一号に掲げる事項

二 説明会の開催を予定する日時及び場所

4 事業者は、説明会の開催に当たっては、要約書を配布するとともに、準備書の内容の具体的かつ平易な説明に努めなければならない。

5 条例第十五条第三項に規定する規則で定める事業者の責めに帰することのできない事由は、次に掲げる事由とする。

一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること

二 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによつて説明会を円滑に開催できないことが明らかであること

(評価書の提出)

第三十一条 第九条第一項 〃 の規定は、条例第十九条第二項の規定による評価書及び要約書の提出部数について準用する。 〃

〃

【新設】

〃と読み替えるものとする。

2~5 【削除】

(評価書の提出)

第三十一条 第九条第一項及び第二項の規定は、条例第十九条第二項の規定による評価書及び要約書の提出 〃 について準用する。この場合において、第九条第一項中「条例第七条第一項の規定による方法書等」とあるのは「条例第十九条第二項の規定による評価書及び要約書」と、同条第二項中「方法書等」とあるのは「評価書又及び要約書」と読み替えるものとする。

(評価書の公表)

第三十二条の二 第十条の二の規定は、条例第二十条の規定による評価書

2 条例第六条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業の」とあるのは「都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更の」と、「対象事業に」とあるのは「都市計画対象事業に」と、「対象事業を実施しよう」とあるのは「都市計画対象事業が実施されよう」と、同項第三号及び第四号中「事業の実施」とあるのは「都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更」と、同条第二項及び第四項並びに条例第七条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項中「対象事業の計画」とあるのは「都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更の内容」と、同項第一号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称」と、同項第二号から第四号まで及び同条第三項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第八条第二項中「その実施」とあるのは「都市計画対象事業に係る事業者が当該都市計画対象事業を実施する」と、「対象事業について」とあるのは「場合又は当該都市計画対象事業に係る都市計画が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は同法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による同意（以下これらを「都市計画同意」という。）を要する場合において」と、「又は当該特定届出を受理する者」とあるのは「若しくは当該特定届出を受理する者又は都市計画認可を行う者（以下「都市計画同意権者」という。）」と、「当該対象事業」とあるのは「当該都市計画対象事業」と、条例第九条 から第十一条までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第十二条及び第十三条第一項中「事業

2 条例第六条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業の」とあるのは「都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更の」と、「対象事業に」とあるのは「都市計画対象事業に」と、「対象事業を実施しよう」とあるのは「都市計画対象事業が実施されよう」と、同項第三号及び第四号中「事業の実施」とあるのは「都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更」と、同条第二項及び第四項並びに条例第七条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項中「対象事業の計画」とあるのは「都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更の内容」と、同項第一号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称」と、同項第二号から第四号まで及び同条第三項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第八条第二項中「その実施」とあるのは「都市計画対象事業に係る事業者が当該都市計画対象事業を実施する」と、「対象事業について」とあるのは「場合又は当該都市計画対象事業に係る都市計画が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は同法第八十七条の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による協議（以下これらを「都市計画協議」という。）を要する場合において」と、「又は当該特定届出を受理する者」とあるのは「若しくは当該特定届出を受理する者又は都市計画協議の相手方」と、「当該対象事業」とあるのは「当該都市計画対象事業」と、条例第八条の二から第十一条までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第十二条及び第十三条第一項中「事業

者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第九号中「事後調査」とあるのは「都市計画対象事業に係る事業者が行うべき事後調査」と、同条第三項中「対象事業の種類ごとに規則で定める時期」とあるのは「都市計画法第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日」と、条例第十五条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第十六条から第十九条までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第一項第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第二十一条中「対象事業の実施」とあるのは「都市計画対象事業に係る事業者が当該都市計画対象事業を実施する」と、「場合において」とあるのは「場合又は当該都市計画対象事業に係る都市計画が都市計画同意を要するものである場合において」と、「又は当該特定届出を受理する者」とあるのは「若しくは当該特定届出を受理する者又は都市計画同意権者」と、「当該対象事業に係る」とあるのは「当該都市計画対象事業に係る」と、「又は特定届出」とあるのは「若しくは特定届出又は都市計画同意」と、条例第三十二条第一項中「事業者は、第七条第一項の規定による方法書の提出後に同項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合（第十九条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、」とあるのは、「第七条第一項の規定による方法書等の提出後、第二十条の規定による公告の日前に第七条第一項第二号に掲げる事項の変更（第十九条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）をして対象事業又は対象事業に係る施設を都市計画法の規定により都

者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第九号中「事後調査」とあるのは「都市計画対象事業に係る事業者が行うべき事後調査」と、同条第三項中「対象事業の種類ごとに規則で定める時期」とあるのは「都市計画法第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日」と、条例第十五条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第十六条から第十九条までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第一項第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第二十一条中「対象事業の実施」とあるのは「都市計画対象事業に係る事業者が当該都市計画対象事業を実施する」と、「場合において」とあるのは「場合又は当該都市計画対象事業に係る都市計画が都市計画協議を要するものである場合において」と、「又は当該特定届出を受理する者」とあるのは「若しくは当該特定届出を受理する者又は都市計画協議の相手方」と、「当該対象事業に係る」とあるのは「当該都市計画対象事業に係る」と、「又は特定届出の審査」とあるのは「若しくは特定届出の審査又は都市計画協議（都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第八十七条の二第三項の規定による読み替え後の同法第十九条第三項の規定による同意を要する場合においては、当該同意の審査）」と、条例第三十二条第一項中「事業者は、第七条第一項の規定による方法書の提出後に同項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合（第十九条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、」とあるのは、「第七条第一項の規定による方法書等の提出後、第二十条の規定による公告の日前に第七条第一項第二号に掲げる事項の変更（第十九条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）をして対象事業又は対象事業に係る施設を都市計画法の規定により都

市計画に定めようとし、若しくは第二十条の規定による公告の日以後に第七条第一項第二号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更（以下「公告後の都市計画変更」という。）をしようとする都市計画決定権者又は第七条第一項の規定による方法書等の提出後、第二十条の規定による公告の日後に第七条第一項第二号に掲げる事項の変更（公告後の都市計画変更を除く。）をしようとする事業者は、」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「事業者若しくは都市計画決定権者」と、同条第四項中「当該事業」とあるのは「当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画に係る事業者」と、条例第三十三条第一項中「事業者は」とあるのは、「都市計画決定権者（第二十条の規定による公告の日後においては、事業者）は」と、同項第一号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業を実施しないこととしたとき」とあるのは「対象事業又は対象事業に係る施設を都市計画に定めないこととしたとき（第二十条の規定による公告の日後においては、対象事業を実施しないこととしたとき）」と読み替える。

- 3 都市計画決定権者は、条例第三十五条第一項の規定により都市計画対象事業について事業者に代わって環境影響評価に関する手続を行う場合にあっては、その旨を当該都市計画対象事業に係る事業者に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価に関する手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。
- 5 事業者は、条例第八条第一項の公告の日から条例第十四条の公告の日までの間において、第三項の通知を受けたときは、同項に規定する対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、

市計画に定めようとし、若しくは第二十条の規定による公告の日以後に第七条第一項第二号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更（以下「公告後の都市計画変更」という。）をしようとする都市計画決定権者又は第七条第一項の規定による方法書等の提出後、第二十条の規定による公告の日後に第七条第一項第二号に掲げる事項の変更（公告後の都市計画変更を除く。）をしようとする事業者は、」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「事業者若しくは都市計画決定権者」と、同条第四項中「当該事業」とあるのは「当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画に係る事業者」と、条例第三十三条第一項中「事業者は」とあるのは、「都市計画決定権者（第二十条の規定による公告の日後においては、事業者）は」と、同項第一号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業を実施しないこととしたとき」とあるのは「対象事業又は対象事業に係る施設を都市計画に定めないこととしたとき（第二十条の規定による公告の日後においては、対象事業を実施しないこととしたとき）」と読み替える。

3～6 【略】

準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。

- 6 都市計画対象事業について、条例第三十五条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価に関する手続を行う場合の当該手続についてのこの規則の第三章の規定の適用については、第二項の規定の例により読み替える。

(都市計画に定められる法対象事業)

第四十四条 法第四十条第一項の規定の適用を受ける法対象事業について、条例第四十四条の規定に基づく条例第三十八条から第四十三条までの規定の適用についての技術的読替えは、次項に定めるとおりとする。

- 2 条例第三十八条中「法第八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第一項」と、条例第三十九条中「法第十九条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条」と、「**法第二条第五項に規定する事業者**」とあるのは「都市計画決定権者」と、条例第四十条中「法第十九条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条」と、条例第四十一条中「**法第二条第五項に規定する事業者（以下「法対象事業者」という。）**」とあるのは「都市計画決定権者」と、「法第八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第一項」と、「法第十八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項」と、条例第四十二条第一項各号列記以外の部分中「法対象事業者」とあるのは「法第二条第五項に規定する事業者（以下「法対象事業者」という。）」と、条例第四十三条第一項中「**第四十一条の法対象事業者（以下「法対象事業者」という。）**」とあるのは「法対象事業者」と、「法第二十一条第二項」とあるのは「法第四十条第二

(都市計画に定められる法対象事業)

第四十四条 【略】

- 2 条例第三十八条中「法第八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第一項」と、条例第三十九条中「法第十九条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条」と、「**第三十八条に規定する法対象事業者**」とあるのは「都市計画決定権者」と、条例第四十条中「法第十九条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条」と、条例第四十一条中「**法対象事業者**」とあるのは「都市計画決定権者」と、「法第八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第一項」と、「法第十八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項」と、条例第四十二条第一項各号列記以外の部分中「法対象事業者」とあるのは「法第二条第五項に規定する事業者（以下「法対象事業者」という。）」と、条例第四十三条第一項中「**第三十八条に規定する法対象事業者（この章及び第三十三条において「法対象事業者」という。）**」とあるのは「法対象事業者」と、「法第二十一条第二項」とあるのは「法第四十条第二

項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項」と、「同条第二項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十五条第二項」と、「法第二十七条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十七条」と読み替える。

(港湾計画に係る手続)

第四十五条 法第四十八条第一項の規定の適用を受ける港湾計画についての条例第四十五条の規定に基づく条例第十七条、第四十条及び第四十一条の規定の技術的読替えは、次項に定めるとおりとする。

2 条例第十七条第一項中「前条第二項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第十九条」と、「次条第一項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第二十条第二項」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「法第四十八条第一項の港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）」と、同条第三項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、条例第四十条の見出し中「法対象事業」とあるのは「港湾計画」と、同条中「法第二十条第二項において準用する法第十条第二項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第二十条第二項」と

、法第十九条」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第十九条」と、「前条」とあるのは「第四十五条」と、条例第四十一条中「法第十条第二項及び法第二十条第二項において準用する法第十条第二項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第二十条第二項」と、

「法第二条第五項に規定する事業者（以下「法対象事業者」という。）」とあるのは「港湾管理者」と、「法第八条第一項及び法第十八条第一項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用す

項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項」と、「同条第二項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十五条第二項」と、「法第二十七条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十七条」と読み替える。

(港湾計画に係る手続)

第四十五条 【略】

2 条例第十七条第一項中「前条第二項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第十九条」と、「次条第一項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第二十条第二項」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「法第四十八条第一項の港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）」と、同条第三項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、条例第四十条の見出し中「法対象事業」とあるのは「港湾計画」と、同条中「法第二十条第二項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第二十条第二項」と、「同条第四項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第二十条第四項」と、「法第十九条」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第十九条」と、「前条」とあるのは「第四十五条」と、条例第四十一条中「法第十条第二項及び法第二十条第二項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第二十条第二項」と、「法第十条第四項及び法第二十条第四項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第二十条第四項」と、「法対象事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「法第八条第一項及び法第十八条第一項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用す

とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第二十条第二項」と、「同条第四項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第二十条第四項」と、「法第十九条」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第十九条」と、「前条」とあるのは「第四十五条」と、条例第四十一条中「法第十条第二項及び法第二十条第二項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第二十条第二項」と、「法第十条第四項及び法第二十条第四項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第二十条第四項」と、「法対象事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「法第八条第一項及び法第十八条第一項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用す

とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第二十条第二項」と、「法第十条第四項及び法第二十条第四項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第二十条第四項」と、「法対象事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「法第八条第一項及び法第十八条第一項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用す

る法第十八条第一項」と読み替える。
別表第二（第十五条関係）

る法第十八条第一項」と読み替える。
別表第二（第十五条関係）

対象事業の区分	準備書の提出の時期
【略】	
二 別表第一の一の項のウ及びエの内容を有する事業	<p>ア 道路整備特別措置法第三条第一項若しくは第六項、第十条第一項若しくは第四項若しくは第十八条第一項若しくは第四項の許可の申請又は同項の規定による協議の日</p> <p>イ 道路法第十八条第一項の規定による決定又は変更の日</p>
【略】	
四 別表第一の二の項のアからエまでの内容を有する事業	<p>ア 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項の基本計画の作成の日</p> <p>イ 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十三条第一項の認可の申請の日</p> <p>ウ 河川法第二十六条第一項の許可の申請、同法第七十九条第</p>

対象事業の区分	準備書の提出の時期
【略】	
二 別表第一の一の項のウ及びエの内容を有する事業	<p>ア 道路整備特別措置法第三条第一項若しくは第六項、第十条第一項若しくは第四項の許可の申請又は同法第十八条第二項若しくは第三項の規定による届出の日</p> <p>イ 【略】</p>
【略】	
四 別表第一の二の項のアからエまでの内容を有する事業	ア～オ 【略】

一項の認可の申請又は同法第七十九条第二項若しくは第九十五条の規定による協議の日

エ 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の認可の申請の日

オ 工業用水道事業法（昭和三十二年法律第八十四号）第三条第一項若しくは第六条第一項の規定による届出又は同法第三条第二項若しくは第六条第二項の許可の申請の日

カ 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七条第一項、第四十八条第一項（同法第八十四条において準用する場合を含む。）、第七十七条第二項、第九十五条第一項若しくは第九十五条の二第一項の認可の申請の日、同法第九十六条の二第一項若しくは第九十六条の三第一項の規定による協議の日又は同法第八十七条第一

カ 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七条第一項、第四十八条第一項（同法第八十四条において準用する場合を含む。）、第七十七条第二項、第九十五条第一項若しくは第九十五条の二第一項の認可の申請の日、同法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項の土地改良事業計画を定める日

	若しくは第八十七条の二第一項の土地改良事業計画を定める 日
【略】	
十六 別表第一の九の項の内容及びイの内容を有する事業	<p>ア 下水道法第四条第一項又は第二十五条の三第一項（第四項において準用する場合を含む。）の認可の申請</p> <p>日</p> <p>イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日</p>
【略】	
二十一 別表第一の十二の項の内容を有する事業	ア 学校教育法第四条第一項（ 第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）又は 第三百三十条第一項の認可

	又は同法第九十六条の三第一項の土地改良事業計画を変更し、若しくは廃止する日
【略】	
十六 【略】	<p>ア 下水道法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条の三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同法第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出の日</p> <p>イ 【略】</p>
【略】	
二十一 【略】	ア 学校教育法第四条第一項（同法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三百三十条第一項の認可

	<p>の申請 [] の日</p> <p>イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日</p> <p>ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日</p>		<p>の申請又は同法第四条の二の規定による届出の日</p> <p>イ～ウ 【略】</p>
【略】		【略】	
<p>備考 対象事業に適用される法令等に応じ準備書の提出の時期の欄に掲げる時期に該当する日が二以上ある対象事業に係る準備書の提出の時期は、それらのうち最も早い日とする。</p>		<p>備考 【略】</p>	

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。